

設計変更審査会試行要領

1 目的

設計変更審査会（以下「審査会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議を行う場として開催する。

2 対象案件工事

審査会の対象工事は、監督員と受注者間での協議が未成立なもの、又は、重要な変更を伴う案件とする。

ただし、受注者より申し出があり、委員長が開催を認めた場合はこの限りではない。

※【重要な変更の事例】

- ① 重要な構造物等の形状変更が生じた場合。（基礎形式の変更も含む）
- ② 大規模な仮設の変更を伴う工事（任意仮設含む）
- ③ 設計変更増減額が（対当初契約額）監督規定第20条の規定額を超える場合（50百万円以下3割、50百万超1億円以下2割、1億を超える場合は主管課長協議）
- ④ その他重要と認められる工事

3 組織

1) 審査会

・審査会は、下記の構成を標準として開催するものとする。

①発注者

【委員長】：技術次長等

【委員】：検査監，工務担当課長等，担当者

ただし委員長の指名により、委員が委員長の代理人となることができるものとする。

また、審査会において必要と認められた場合は、審査会にて調整した内容について、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

なお、本庁発注工事については、事業主管課と調整のうえ決定すること。

②受注者

現場代理人，主任（監理）技術者等

2) 事務局

・事務局は、当該工事毎に発注担当課等が行うものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

4 審査会の開催

1) 審査内容

- ・審査会は、設計変更の妥当性の審議を行うものとし、審査の対象とする設計変更の内容は、受注者より申し出のあった事項とする。なお、審議については、可能な限り施工方法、仕様事項など具体的な内容についても、受注者の意見を聞きながら審議するよう配慮する。
- ・審査会で必要な技術資料等は、簡素化に努め、受注者（内容に応じ受発注者双方で協議のうえ作成）が作成し、審査に関わる説明は、受注者が行うものとする。

2) 審査会の開催時期

- ・審査会は受注者より監督員等に施工方法、契約変更の内容について書面にて開催申請があった場合、委員長が招集し、速やかに開催するものとする。
- ・審査会の審議対象は双方の意見に食い違いがある事項を中心とし、事前に受注者と監督員等が協議の上で審査項目を整理するものとする。
- ・審査会は、会議形式により実施することを原則とするが、受発注者の協議により現場開催とすることもできる。
- ・審査会の資料作成に当たっては既に提出済みの協議書等を活用するなど、省力化に努めること。
- ・対象（工種）着工前の審議会開催が望ましい。

3) 審査会の結果

- ・審査会の議事録等は、事務局が議事録等を作成し、会議出席者（受注者を含む）にて内容の相互確認を行うこととする。
- ・審議結果に基づき、その後の設計変更の「参考資料説明書」（本工事内訳書）の一部として取り扱うものとする。
- ・なお、審査結果については、別紙様式－1により検査指導課技術管理担当に報告すること。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する